

堺感対第1759号
令和5年7月3日

一般社団法人 堺市医師会
会長 西川 正治 様

堺市保健所長
(公印省略)

堺市新型コロナワクチン個別接種促進協力金の支給について

平素は、本市保健衛生行政の各般にわたり、格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。
さて、標記の件について、令和5年3月31日までは、都道府県が事業を実施してまいりましたが、令和5年5月1日からは市町村が実施することとなりました。つきましては、本市においては下記のとおり実施しますので、貴会員へ周知いただきますとともに、引き続き新型コロナワクチンの円滑な接種にご協力を賜りますようお願いいたします。

1 支給要件及び支給対象者

個別接種を実施し、下記(1)(2)の条件をどちらも満たす、市内に所在する診療所(※1)
ただし、病院は支給の対象となりません。

- (1) 週100回以上の新型コロナワクチン接種を4週間以上行っている診療所であること。
- (2) 1週間のうち1日以上、時間外、夜間または休日のいずれかにかかる接種体制を用意していること(※2)。

※1 「診療所」とは医療法第1条の5第2項の規定によるものとします。

※2 ①1週間当たりの接種回数の算定は、当該週の月曜から日曜までとします。

ただし、第2期の最終週においては、8月28日から8月31日をもって、1週間と取り扱うこととします。

②本支援における時間外、夜間及び休日の定義

(接種費用の時間外・休日の接種に対する加算(*)の考え方とは異なるためご留意願います。)

- ・時間外 当該診療所の標榜する診療時間以外の時間
- ・夜間 18時以降(医療機関の診療時間に関わらない。)
- ・休日 日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
加えて、土曜日も休日として取り扱う(診療所の診療日に関わらない。)

*接種費用の請求に関しては、従来どおり変更ございません。

- ③「接種体制を用意」には、診療所で接種体制を用意することのほか、各自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含むこととします。

2 支給額

週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、2,000円を乗じた金額

※予診のみの回数は含みません。

※住所地外接種についても、接種に含めることが可能です。

3 支給対象期間及び申請受付期間

	支給対象期間	申請受付期間
【第1期】	令和5年5月1日～令和5年7月2日	令和5年7月10日～令和5年7月31日
【第2期】	令和5年7月3日～令和5年8月31日	令和5年9月11日～令和5年9月30日

※令和5年4月1日～4月30日接種分については、対象とはなりません。

4 申請手続き等

下記の申請書類を「堺市事務処理センター」まで郵送してください。受付期間内に必着のこと。
予診票等を同送していただいても結構ですが、クリップ等でまとめて封入してください。

(1) 申請書類

- ア 堺市新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金支給申請書（様式第1号）
- イ 堺市新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金支給に係る実績報告書（様式第2号）
- ウ その他、必要な書類を提出していただく場合がございます。

(2) 送付先

〒590-8790 堺市堺区南花田口町2丁3番20号 三共堺東ビル北館5階
堺市新型コロナウイルスワクチン接種事務処理センター 宛て

5 支給決定及び支給時期

「堺市新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金支給決定通知書（様式第3号）」により、協力金の額及び支払日を通知するとともに、新型コロナウイルスワクチン接種費用支給の口座に協力金を振込みます。また、不支給を決定したときは「堺市新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金不支給決定通知書（様式第4号）」により、通知します。

6 令和4年度からの変更点

(1) 診療所

支給要件	支給額	
	令和4年度	令和5年度
① 週100回以上の接種を各対象期間中に4週間以上行い、かつそれぞれの1週間のうち、1日以上、時間外、夜間または休日の接種体制を用意していること。	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、回数当たり2,000円	変更なし

② 週150回以上の接種を各対象期間中に4週間以上行い、かつそれぞれの1週間のうち、1日以上、時間外、夜間または休日の接種体制を用意していること。	週150回以上の接種をした週における接種回数に対して、回数当たり3,000円	廃止
③ 1日50回以上の接種を行ない、かつその日において、時間外、夜間、または休日の接種体制を用意していること。	1日あたり、定額で10万円。ただし①②の要件を満たさない週に属する日に限る（支援の重複不可）。	廃止

(2) 病院

支給要件	支給額	
	令和4年度	令和5年度
① 令和4年11月までに1日50回以上の接種を行った場合	1日当たり定額10万円	廃止
② 特別な接種体制を確保した場合であって、1日50回以上の接種を週1日以上達成する週が、それぞれの対象期間中に4週以上ある場合	医師 1人1時間当たり 7,550円 看護師等 1人1時間当たり 2,760円	廃止

7 その他

- (1) 申請接種回数の審査の基礎資料となりますので、接種実施後の予診票は、速やかに提出してください。
- (2) 堺市ホームページに本通知、支給要綱及び様式等の医療機関向け情報を掲載しておりますので、以下 URL をご覧ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/kansensho/kansensho/corona/wakuchin/iryokikan.html>

※「堺市 ワクチン 医療関係者」と検索いただければ、当該ページ（「医療関係者・施設従事者等の方向けのご案内ー堺市」）が表示されます。

お問い合わせ先

堺市 健康福祉局 保健所 感染症対策課
新型コロナウイルスワクチン接種推進担当
TEL : 072-275-5306 FAX : 072-275-5387